

福井県監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定による住民監査請求について、同条第5項の規定により監査を行い、その結果を令和4年5月12日付けで請求人に通知したので、これを公表する。

令和4年5月24日

福井県監査委員 江川 権一
同 伊藤 和弘

第1 請求の内容

請求人による請求の内容は、次のとおりである（請求書の原文に沿って記載。ただし、原文の趣旨を損なわない範囲での文言の補正、項目番号の付け替え等を行った。）。

2020年度福井県議会政務活動費に関する措置請求書

2020年度福井県議会政務活動費の支出に、福井県政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）第3条（政務活動費を充てることができる経費の範囲）に沿わない支出、もしくは政務活動費からの支給は不適切である支出が存在した。

よって法第242条第1項の規定に基づき、知事に対し、福井県への返還等を求めて下記のとおり請求する。

記

1 鈴木宏治議員の事務費支出について

一般社団法人X（以下「(一社) X」という。）に対し、令和2年度事務作業人件費として支払った60万円を全額政務活動費から支出しているが、下記の理由により一部返還を求める。

(1) 福井県議会議員 鈴木こうじ事務所は、議員自らが代表を務める(一社) X Y営業所との業務委託契約に基づき、令和3年3月31日に業務委託料60万円を支払った。

議員事務所が、一般社団法人とどのような契約をするかは自由であるが、委託料の支払いに政務活動費を充てるのであれば、契約書とは別に、実際に行われた個々の委託業務の内容と、その業務に政務活動費を充当できる十分な根拠が示されなければならない。

さらに、当該一般社団法人の代表が議員自身であるとなれば、通常に倍する説明責任が求められることは言うまでもない。

(2) しかし、領収書に添付されている資料からは、肝心なことは何も知ることができず、下記のような多くの疑問を払拭することができない。

ア 行われた個別の委託業務は全て単純作業と考えられる。通常、こうした委託料は委託前に、業務内容、チラシ等の数量、1通の単価、遂行期限などの条件を明示し、作業員が従事した労働時間によってではなく、委託条件に従って確定されるべきものである。

それらが何ら明らかにされていないまま、作業員の労働時間に基づいた一般社団法人の請求書のみを根拠に委託料を支払っているのは極めて不透明であり、法人側の水増し請求さえ疑わせるものである。

また、同一と見られる作業の時給に、600円と3,000円の2種類が存在する理由は到底理解することができない。

イ 障がい者を支援するという一般社団法人の性格上、あえて賃金を割増して支払うことはあり得ることである。しかし、仮にそうであっても、税金を財源とする政務活動費を支出できる

のは社会的な相場の金額までであり、それを超える分は便宜供与にあたりと考えられ、議員個人が負担すべきものである。

ウ さらに、委託した業務が政務活動にあたることも何ら説明されていない。委託業務が政務活動にあたるというのであれば、少なくとも、実際に折りや封筒詰めを行った県政報告や封筒等が添付されていなければならない。

エ また、2021年1月20日、2月25日、3月16日の作業が何であったかは、全く不明である。

オ 本件のような単発的な委託の場合、支払いは、個別の委託業務が完了し納品された時点でその都度行われるべきものであり、年度末にまとめて精算するのは極めて不自然である。法人の請求書は60万円の政務活動費を支出するために、議員が一人で書いた作文ではないかとの疑いすら禁じ得ない。

(3) 以上のことから、本件支出は、政務活動費を支出できる根拠が何ら示されておらず、委託条件と業務の実態も不透明であり、議員と一般社団法人の癒着さえ疑わざるを得ないものである。監査委員におかれては状況を精査され、必要な措置を講ずるよう強く求める。

2 鈴木宏治議員と斉藤新緑議員の人件費支出について

福井県議会の政務活動費マニュアル（以下「マニュアル」という。）（P14）は人件費の計上要件として「雇用契約書が取り交わされていること、政務活動を補助する勤務実態があること、給与等の支払いが客観的に確認できること」を挙げ、「雇用契約書、勤務実績報告書、領収書を提出してください」と記している。

しかし、鈴木宏治、斉藤新緑の2議員の県政報告のポスティング業務に係る賃金の支出には、勤務実態に不透明な部分があり、さらに裏付け資料も不十分である。

よって、下記の理由により一部返還等の措置を求める。

(1) 鈴木宏治議員

ア 鈴木宏治議員は、県政報告チャレンジ通信のポスティングを業務内容とする雇用契約書を令和2年11月1日に取り交わし、11月分と12月分の勤務時間数に基づき合計83,250円の賃金を支払い、うち72,843円を政務活動費から支出している。

しかしこの支出には、下記のような多くの問題がある。

(ア) ポスティングをした県政報告が添付されていない

勤務実績報告書の記載によると、11月の勤務日は10日から30日までに10日間、12月は2日、6日、7日の3日間であるが、ポスティングをした県政報告が添付されていない。

(イ) 勤務実績報告書に配布戸数の記載がない

勤務実績報告書に記されているのは対象地区のみで、配布戸数の記載はない。

「1 鈴木宏治議員の事務費支出について」でも記したが、かかる業務は1部についての配布単価と部数によって算出すべきものであり、そもそも、時間給による支払いはなじまない(これは措置請求を行った他の議員にも当てはまるが、以下繰り返さない)。

仮に時間給で支払うとしても、政務活動費から支払う金額として妥当なものであるかを全く判断することができない。

(ウ) 社会的な相場を、かなり上回る金額を支出している可能性が高い

鈴木宏治議員が支払った賃金は時給1,500円で、福井県の2020年度の福井県の最低賃金830円よりかなり高く、社会的な相場をかなり上回る金額を政務活動費から支出している可能性が高い。

ちなみに、時給1,500円は、補助職員に時給制で賃金を支払っている9議員中で最も高くなっている。

(エ) 按分の根拠が示されていない

領収書等添付票によれば、他の活動との按分により支払額の7/8を人件費で支出している。一方、勤務実績報告書の勤務時間数と政務活動業務時間数とは一致しており、按分の理由と按分率の根拠が不明である。

(オ) 雇用契約書に配布戸数の記載がない

ポスティング業務に係る経費を、政務活動費から支払うのであれば、雇用契約時に配布戸数を雇用契約書に明記すべきであるが、その記載もない。

イ 広報費支出について

また、鈴木宏治議員は広聴広報費として県政報告書印刷代と県政広報書郵便料を支出しているが、県政報告書印刷代には2020秋冬鈴木こうじのチャレンジ通信を添付している。

ちなみに、印刷代および同報告を郵送したと推察される県政広報書郵便料の領収書等は以下のとおりである(充当額は領収書額の7/8)。

(ア) 2020年11月25日/チャレンジ通信15,000部(242,000円)

(イ) 2020年11月2日/2,719通引受(200,280円)

(ウ) 2020年11月2日/2,861通引受(208,853円)

(エ) 2020年11月5日/812通引受(59,870円)

(オ) 2020年11月5日/1,126通引受(82,209円)

これらの領収書の日付を参照すると、前記の人件費を支出したポスティングは2020秋冬鈴木こうじのチャレンジ通信15,000部の一部と推察される。

(イ)～(オ)の合計通数は7,518通だが、仮に補助職員が残り7,482部を全てポスティングしたと仮定すると、賃金の対象となった時間数は55.5時間で、1時間に約134部、

即ち27秒で1部配布となる。そうすると賃金83,250円は1戸当たり11.1円になり社会的な相場よりかなり高い。

西本恵一議員も広聴広報費で広報物発送料を全額充当支出しているが、広報物（議会活動レポート第54号）と配布エリア表を添付している。それによれば、84,775部のポスティング費用は428,962円なので、1戸当たりでは約5.06円である。

ウ 以上のことから、監査委員におかれては状況を精査され、必要な措置を講じられるよう求める。

(2) 齊藤新緑議員

ア 齊藤新緑議員は、2020年4月1日に、「政務活動に係る補助および情報収集、来客対応、後援会関係事務、政務活動費にかかる資料整理、県政報告誌ほっとらいんの配布」を業務内容とする補助職員、さらに、「県政報告誌ほっとらいんの配布」を業務内容とする補助職員とそれぞれに雇用契約書を取り交わしており、時給は双方とも850円である。（以下、前者を「A氏」、後者を「B氏」という。）

イ 本件支出の問題点

(ア) ポスティングをした県政報告が添付されていない

A氏とB氏の勤務実績報告書には「県政報告紙ほっとらいん100号配布」、および「県政報告紙ほっとらいん101号配布」と記載されているが、いずれも添付されていない。

(イ) 勤務実績報告書の一部に配布戸数の記載がない

(a) A氏の「県政報告誌ほっとらいんの配布」業務

A氏に支払った賃金の年間総額870,400円のうち、政務活動費で充当したのは273,700円である。

政務活動業務時間数350時間のうち配布業務を行った時間数は145時間（※）であり政務活動費からその7/8（ほっとらいん紙面按分）を支出している。

※勤務実績報告書のほっとらいん紙面按分の合計時間数188時間から配布以外の業務の合計時間数43時間を除く。

配布地区は三国町と丸岡町で（あわら市とシルバー人材センター持込みもあり）、丸岡町には106.5時間で2,952戸数に配布している。しかし35時間を要している三国町の分には戸数の記載がない。

(b) B氏の「県政報告誌ほっとらいんの配布」業務

B氏に支払った賃金の年間総額は147,900円で、政務活動費で充当したのは129,411円である。

B氏は配布業務専任なので、勤務時間数、政務活動業務時間数ともに174時間で、政

務活動費から7/8（ほっとらいん紙面按分）を支出している。

配布地区は三国町と春江町、および丸岡町である。しかし、A氏同様、三国町配布分については1例（6月8日の120戸）を除き戸数の記載がない。春江町と丸岡町には4,954戸に配布しているが、28.5時間（ただし、同日に春江町にも配布した日も含む。）の三国町配布には戸数の記載がない。

（ウ）雇用契約書にも配布戸数の記載がない

ポスティング業務に係る経費を、配布する職員の賃金として、政務活動費から支払うのであれば、雇用契約時に配布戸数を雇用契約書に明記すべきであるが、その記載がない。

ウ 齊藤新緑議員の広報費支出について

齊藤新緑議員は別途広聴広報費で県政報告書印刷代を支出しており、ほっとらいん100号とほっとらいん101号が添付されている。

印刷代および同報告書の坂井町配布（配達）料金の領収書等は以下のとおりである（政務活動費からの支出は領収書の金額の7/8）。

（ア）2020年7月20日/100号 16,500部（381,150円）

（伝票の日付は6月4日、請求書の日付は2020年6月30日）

（イ）2020年6月29日/100号 坂井町全戸配布3,900部（100,332円）

（ウ）2020年11月16日/101号 16,500部（381,150円）

（エ）2021年2月2日/101号 坂井町全戸配布3,900部（100,550円）

A氏とB氏がポスティングを行ったのは、100号と101号を合わせた33,000部から、坂井町分の7,800部を除いた25,200部の一部または全部であると推察される。

先述のとおりA氏の丸岡町2,952戸配布分は106.5時間、時給850円で計算した賃金は90,525円で、1戸当たり約30.6円となり相場よりかなり高い。

B氏の春江町と丸岡町4,954戸の場合は145.5時間（174時間から三国町分の28.5時間を除く。）で時給850円による賃金は123,675円、1戸当たり約25円になり、これも相場よりかなり高い。

エ 以上のとおり、本件の支出には多くの問題があり、監査委員におかれては状況を精査され、必要な措置を講じられるよう求める。

3 笹岡一彦議員の会議費支出について

マニュアル（P16）は、主な支出科目の運用基準として、会議等負担金には「1 会派（議員）が所属しない他団体（企業、学校、個人サークルなどを含む）が主催する会議等であること」、「2 実質的な意見交換を目的とした会議等であること」を挙げている。

しかし、笹岡一彦議員の下記の会議費支出は、以下の理由により運用基準に沿っていないため全額返還を求める。

(1) 笹岡一彦議員は、金津地区区長会会長からの案内状により、12月5日(土)に開催された金津地区区長会定時総会に出席し、会費1万円を政務活動費(会議費)で全額充当した。

案内状の記載によると、16時から17時15分まで総会、18時30分以降は懇親会で、さらに宿泊の部屋を用意するとあり、場所はあわら温泉Zである。以上から、本件会合は、懇親会と宿泊にウェートが置かれており、実質的な意見交換を目的とした会議等であるとは認めがたい。

(2) 高松地裁は2021年4月20日、香川県議会議員が意見交換会などの名目で地域の自治会などに払っていた費用について違法と判断した。県側は控訴していたが、同年12月16日に控訴取り下げと、県議らの返還の意向を発表した。

笹岡一彦議員の選挙区はあわら市であり、金津地区はあわら市である。地元の自治会の会合である金津地区区長会定時総会の会費を政務活動費で支出するのは違法であり、全額返還を求める。

<添付資料> (添付は省略)

- 1 20年度県会政活費執行60.2%(福井新聞、2021年7月1日)
- 2 支出証拠資料等の写し
 - (1) 鈴木宏治議員の事務費(9枚)
 - (2) 同 人件費(5枚)
 - (3) 同 広聴広報費(10枚)
 - (4) 西本恵一議員の広聴広報費(7枚)
 - (5) 斉藤新緑議員の人件費(19枚)
 - (6) 同 広聴広報費(10枚)
 - (7) 笹岡一彦議員の会議費(2枚)
- 3 ネット検索資料
 - (1) 家に届く内職仕事の種類(2枚)
 - (2) ポスティング単価(2枚)
- 4 政活費訴訟、香川県が取り下げ、県議ら29人が2千万返還へ(朝日新聞、2021年12月16日)(2枚)
- 5 福井県議会2020(令和2)年度政務活動費人件費一覧(1枚)

第2 請求人 (略)

第3 監査委員の除斥

福井県監査委員 笹岡一彦および西畑知佐代は、法第199条の2の規定により、本件措置請求の監査に加わらなかった。

第4 請求の受理

本件措置請求については、法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、令和4年3月18日付けでこれを受理した。

第5 監査の実施

1 請求人による証拠の提出および陳述

- (1) 請求人に対して、法第242条第7項の規定により、令和4年4月6日に証拠の提出および陳述の機会を与えた。
- (2) 請求人が出席し、請求の要旨を陳述した。

2 監査対象機関

福井県議会局

第6 監査の結果

監査結果については、監査委員の合議により次のとおり決定した。

1 事実関係の確認および判断

(1) 鈴木宏治議員の事務費支出について

鈴木宏治議員が代表を務める（一社）Xと鈴木宏治議員本人との契約に関し、請求人は

- ・「実際に行われた個々の委託業務の内容と、その業務に政務活動費を充当できる十分な根拠が示されなければならない」
- ・「さらに、当該一般社団法人の代表が議員自身であるとなれば、通常に倍する説明責任が求められる」
- ・「本件支出は、政務活動費を支出できる根拠が何ら示されておらず、委託条件と業務の実態も不透明であり、議員と一般社団法人との癒着さえ疑わざるを得ない」

とし、当該支出が不適切であるとの理由を5点主張している。

これについて以下のとおり判断する。

なお、議員と議員自身が代表を務める法人との契約に関して、（一社）Xにおいて、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条第1項（競業及び利益相反取引の制限）に規定する社員総会の承認を受け、有効な契約であることを監査対象機関（以下「対象機関」という。）を通じて確認した。

①請求事項 1 (2) アについて

当該委託においては業務受託した事務作業の対価として労働時間に基づき請求を行っているが、対象機関の監査において、「（一社）X Y営業所は、障がい者の就労継続支援B型事業所であり、作業量（実績）のみをもって業務を評価すると、障がい者に不相当な能力以上の効率性を求める

ことになる等の過度な重圧を与える可能性が懸念されるため、作業員の労働時間によるものとした」旨の説明がなされた。

本来、契約の内容は自由であり、当該契約も当事者間の合意に基づくものである。

よって、「作業員が従事した労働時間ではなく、委託条件にしたがって確定されるべきである」との請求人の主張には理由がない。

また、作業時間当たりの単価は2種類が存在するが、これは600円（障がい者）と3,000円（障がい者の指導員）であることを対象機関を通じて確認した。

②請求事項 1 (2) イについて

障害者の雇用の促進等に関する法律において法定雇用率が定められるなど、障がい者の雇用に創出し地域で自立した生活が送れるよう配慮することが社会的に求められている。

対象機関を通じて、(一社) Xとは別の就労継続支援 B 型事業所に同様の業務を委託した場合でも経費は同程度であることを確認した。

また、一般企業と比べても著しく高いものではなく社会的に妥当な額であると認められる。

よって、「政務活動費を支出できるのは社会的な相場の金額まで」との請求人の主張には理由がない。

③請求事項 1 (2) ウおよびエについて

当該委託業務の内容は、県政報告書であるチャレンジ通信2020春、同2020秋冬、同2021春にかかる業務であり、令和3年1月20日、2月25日は県政報告書のポスティング先を地図にマークする作業、3月16日はどの業務従事者にどの程度の作業をしてもらうかの検討作業であることを対象機関を通じて確認した。

なお、マニュアルでは、広報紙を発行・配布した場合は現物または写しの提出を求めているが、今回のような広報紙の折りや封筒詰め等の委託業務については委託契約書・報告書以外の提出は求めている。

よって、「県政報告書や封筒等が添付されていないといけない」との請求人の主張には理由がない。

なお、当該県政報告書は、広聴広報費の県政報告書印刷の証明書類として提出され、公表している。

④請求事項 1 (2) オについて

当該契約は、精算事務の負担軽減のため年度末にまとめて精算を行ったことを対象機関を通じて確認した。

支払方法は当事者間の合意に基づくものであり、「支払いは、個別の委託業務が完了し納品された時点でその都度行われるべきで不自然」との請求人の主張には理由がない。

①から④のことから、鈴木宏治議員の事務費支出については政務活動費として認めた。

(2) 鈴木宏治議員の人件費支出について

⑤請求事項 2 (1) ア (ア) について

ポスティングした県政報告書は、チャレンジ通信2020秋冬であることを対象機関を通じて確認した。

なお、当該県政報告書は、広聴広報費の県政報告書印刷の証明書類として提出され、公表している。

よって、「ポスティングをした県政報告が添付されていない」との請求人の主張には理由がない。

⑥請求事項 2 (1) ア (イ) および (オ) について

マニュアルでは、人件費における雇用契約書や勤務実績報告書への配布戸数の記載は求めておらず、また、広報紙の配布における送付先リストは議員が保管すべきものとされている。

よって、「配布戸数の記載がない」との請求人の主張には理由がない。

なお、対象機関を通じて、配布戸数は東藤島地区約1,000戸、円山地区約2,500戸であることを確認した。

また、雇用契約は当事者間の合意に基づき支払・受取の方法を決めたものであり「時間給による支払いはなじまない」との請求人の主張には理由がない。

⑦請求事項 2 (1) ア (ウ) について

当該ポスティングは無差別に配布するのではなく、あらかじめ配布先を指定したうえでポスティングしており、配布する際には県政についての意見を返信用はがきに記載して送付してもらうよう口頭で依頼する場合があります、単純作業とは言えない業務も担っていることを対象機関を通じて確認した。

そのため、ポスティング業務の内容・手法は様々であり、経費を一律に比較できるものではなく、また、時給1,500円は社会的に著しく高いとは言えず妥当な額であると認められる。

よって、「社会的な相場をかなり上回る金額を支出している可能性が高い」との請求人の主張には理由がない。

⑧請求事項 2 (1) ア (エ) について

「按分の理由と按分率の根拠が不明である」との請求人の主張について、対象機関を通じて広報紙印刷費の紙面の割合による按分率と同じ率を適用したものであることを確認した。

⑨請求事項 2 (1) イについて

西本恵一議員は福井市市街地を中心とする地域で全戸配布しているが、鈴木宏治議員は福井市の周辺地域を中心として、戸建ての住宅を中心に特定の世帯に限定配布していることを対象機関を通じて確認した。

そのため、ポスティング業務の内容・手法は様々であり、経費を一律に比較できるものではなく、また1戸当たり11.1円は社会的に著しく高いとは言えず妥当な額であると認められる。

よって、「相場よりかなり高い」との請求人の主張には理由がない。

⑤から⑨のことから、鈴木宏治議員の人件費支出については政務活動費として認めた。

(3) 齊藤新緑議員の人件費支出について

⑩請求事項 2 (2) イ (ア) について

ポスティングした県政報告書は、ほつらいん100号、同101号であることを対象機関を通じて確認した。

なお、当該県政報告書は、広聴広報費の県政報告書印刷の証明書類として提出され、公表している。

よって、「ポスティングをした県政報告が添付されていない」との請求人の主張には理由がない。

⑪請求事項 2 (2) イ (イ) および (ウ) について

マニュアルでは、人件費における雇用契約書や勤務実績報告書への配布戸数の記載は求めておらず、また、広報紙の配布における送付先リストは議員が保管すべきものとされている。

よって、「配布戸数の記載がない」との請求人の主張には理由がない。

なお、旧三国町では6,500部配布したこと、また旧春江町および旧丸岡町では住宅地図上に記録した配布先を確認しながら各町ともに2,000戸ずつに配布したことを対象機関を通じて確認した。

⑫請求事項 2 (2) ウについて

当該ポスティングについて、配布対象地域である坂井市区域は、旧三国町の海岸部から旧春江町、旧坂井町の田園エリア、および旧丸岡町の間部までを含む広大な地域であり、また住宅密集地だけでなく、周辺部の比較的密集度が低い地域も含むことから、1戸当たりのポスティングに要する時間が長く、また住宅地図上に記録した配布先を確認しながら配布しており、時間を要することを対象機関を通じて確認した。

そのため、ポスティング業務の内容・手法は様々であり、経費を一律に比較できるものではなく、また1戸当たり30.6円および25円は社会的に著しく高いとは言えず妥当な額であると認められる。

よって、「相場よりかなり高い」との請求人の主張には理由がない。

⑩から⑫のことから、齊藤新緑議員の人件費支出については政務活動費として認めた。

(4) 笹岡一彦議員の会議費支出について

⑬請求事項 3 (1) について

令和2年12月5日に開催された金津地区区長会総会では、新型コロナウイルス感染症における大型イベント（金津祭等）のあり方や北陸新幹線に伴う並行在来線の運賃・ダイヤなど、金津地区全体に共通する行政課題や問題点などについて意見交換を行ったこと、懇親会においても要望・相談を受けたこと、またこれらの意見を整理し関係機関へ要請を行ったことを対象機関を通じて確認した。

また、笹岡一彦議員は総会および懇親会に出席し、宿泊はしていないことを対象機関を通じて確認した。

そのため、当該総会および懇親会は実質的な意見交換を目的とした会議等であると認められる。

よって、「実質的な意見交換を目的とした会議等であるとは認めがたい」との請求人の主張には理由がない。

⑭請求事項 3 (2) について

令和3年4月20日高松地方裁判所の不当利得返還請求行為請求事件判決では、議員の地元自治会などへの会合参加費に政務活動費を充当することについて、議員の議会活動の基礎となる調査研究その他の活動との間に合理的関連性を求められ、かつ当該行為について経費性が必要とされた。

笹岡一彦議員の地元自治会である金津地区区長会定時総会においては、実質的な意見交換が行われており、議員の議会活動の基礎となる調査研究と合理的関連性が認められる。また、主催者からの通知に会費が10,000円である旨示され、経費性も認められる。

なお、マニュアルでは意見交換を目的とした会議等に付随する懇談会費として10,000円までの支出を認めている。

よって、「政務活動費で支出するのは違法である」との請求人の主張には理由がない。

⑬および⑭のことから、笹岡一彦議員の会議費支出については政務活動費として認めた。

2 結 論

本件措置請求には、理由がないものと認め棄却する。

3 意 見

政務活動費については、領収書等内容を証する全ての書類を閲覧のみならずホームページでの公開や、マニュアルの内容の随時見直しなど、透明性の確保に向けた一定の取組みがなされている。

今後とも、政務活動費に対して住民の厳しい目が注がれていることに鑑み、さらなる使途基準の明確化など、一層の透明性の向上に努められたい。